

死亡届提出後の手続き（松浦市）

ご家族がお亡くなりになられたときの市役所での手続きのご案内です。

R3.2.1作成

主なものを示しております。詳細は各問い合わせ先へお尋ねください。

松浦市役所 代表電話番号 0956-72-1111

福島支所 0955-47-3111 鷹島支所 0955-48-3111 御厨支所 0956-75-0111

今福支所 0956-74-0031 上志佐出張所 0956-72-0301 調川出張所 0956-72-0221

手続きが必要な場合	各手続きの内容	ご用意いただくもの	手続き期限	問い合わせ（提出）先	
住民登録関係	☐ 印鑑登録証を持っていた	印鑑登録証の返却	・亡くなられた方の印鑑登録証	お早めに	本庁 1階②番 市民生活課 住民係 又は 各支所・出張所
国民年金	☐ 国民年金に加入していた	亡くなられた方の配偶者が第3号被保険者だった場合、第1号被保険者に該当しますので種別変更が必要です	・亡くなられた方の配偶者の印（認印可） ・年金手帳等（基礎年金番号がわかる書類）	お早めに	本庁 1階 ⑤番 健康ほけん課 国保・年金係 又は 各支所・出張所
		死亡一時金・寡婦年金・遺族基礎年金の請求 （年金を受給しないまま亡くなられた方の遺族へ支給される場合があります）	・請求者のマイナンバーが分かる書類		
	☐ 国民年金を受給していた	受給権者死亡届 （老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金等の受給を停止する手続）	その他、個々のケースにより異なりますので、国保・年金係へお問い合わせください。 ※厚生年金については年金事務所（0956-34-1189）へ、共済年金については各共済組合へお問い合わせください。		
		未支給年金の請求 （亡くなられた方に支給できなかった年金の請求。該当者のみ）			
国民健康保険	☐ 松浦市国民健康保険に加入していた	葬祭費の請求（喪主の方に対し葬祭費が支給されます。）	・喪主の方の預金通帳 ・喪主である証明（会葬礼状等） ・印（認印可）	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		保険証の返却	・国民健康保険被保険者証 ・相続人の方の預金通帳 ・印（認印可）	亡くなられた日の翌日から14日以内	
後期高齢者医療保険	☐ 後期高齢者医療に加入していた	保険証の返却 相続人代表者の届出	・後期高齢者医療被保険者証 ・相続人の方の預金通帳 ・印（認印可）	葬祭を行った日の翌日から2年以内	
		葬祭費の請求（喪主の方に対し葬祭費が支給されます。）	・喪主の方の預金通帳 ・喪主である証明（会葬礼状等） ・印（認印可）		
介護保険	☐ 介護認定を申請中だった	介護認定の取り下げ（該当者のみ）		お早めに	すこやか青プラザ 1階 長寿介護課 介護保険係 又は 各支所・出張所
	☐ 介護保険被保険者証を持っていた	保険証の返却 相続人代表者の届出	・介護保険被保険者証 ・相続人の方の預金通帳 ・印（認印可）	お早めに	
税	☐ バイク（排気量125cc以下）・小型特殊を所有していた	原付（125cc以下）・小型特殊の廃車・名義変更等	ナンバープレート、標識交付証明書、印（認印可）、譲渡証明書（名義変更の場合のみ）	お早めに	本庁 1階 ⑧番 税務課 又は 福島・鷹島支所

裏面もご覧ください。

手続きが必要な場合		各手続きの内容	ご用意いただくもの	手続き期限	問い合わせ（提出）先
福祉	☐ 緊急通報装置を持っていた。	各種給付の停止手続き	長寿介護課へお尋ねください。	お早めに	市民総合プラザ 1階 長寿介護課 長寿支援係
	☐ 福祉電話を持っていた。				
	☐ 被爆者健康手帳を持っていた	死亡届の提出 被爆者健康手帳の返却	福祉事務所へお尋ねください。		本庁 1階 福祉事務所 又は 福島・鷹島支所
障害福祉	☐ 身体障害者手帳を持っていた	身体障害者手帳の返却	・身体障害者手帳	お早めに	本庁 1階 福祉事務所 又は 各支所・出張所
	☐ 療育手帳を持っていた	療育手帳の返却	・療育手帳		
	☐ 精神障害者保健福祉手帳を持っていた	精神障害者保健福祉手帳の返却	・精神障害者保健福祉手帳		
	☐ 福祉医療受給者証を持っていた。	福祉医療受給者証の返却	・亡くなられた方の福祉医療費受給者証 ・相続人の方の預金通帳 印（認印可）	お早めに	本庁 1階 福祉事務所 又は 福島・鷹島支所
	☐ パーキングパーミット利用証を持っていた。	パーキングパーミット利用証の返却	・亡くなられた方のパーキングパーミット利用証		
	☐ 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受けていた。	各種喪失届	福祉事務所へお尋ねください。	お早めに	本庁 1階 福祉事務所 又は 福島・鷹島支所
生活保護	☐ 生活保護を受けていた	生活保護内容の変更			
児童福祉	☐ 児童手当を受けていた	児童手当内容の変更等の届出	・新しく受給する方の保険証と通帳 ・お子さん全員分の保険証 ・印（認印可）	死亡日の翌日から15日以内	本庁 1階⑥番 子育て・こども課 又は 各支所・出張所
	☐ 児童扶養手当を受けていた（受給者及び対象児の死亡）	受給者死亡届（喪失または額改定届）	・手当証書	死亡した日から14日以内	
	☐ 母子又は父子、養育者となった	児童扶養手当の認定請求	個々のケースにより異なりますので、こども未来係へお問い合わせください。	お早めに	
	☐ こども医療費受給者証を持っていた	【助成対象者死亡の場合】 受給者証の返還	・こども医療費受給者証		
		【受給者死亡の場合】 受給者の変更	・新しい受給者の通帳 ・印（認印可） ・助成対象者の保険証		
	☐ ひとり親医療費受給者証を持っていた	【助成対象者死亡の場合】 受給者証の返還	・ひとり親医療費受給者証		
		【受給者死亡の場合】 受給者の変更	・新しい受給者の通帳 ・印（認印可） ・助成対象者の保険証		
水道	☐ 水道を使用していた	公共下水道（休止・廃止）届（下水道使用者のみ）	・印（認印可）	お早めに	本庁別館1階 上下水道課
		水道使用者所有権変更届出	・印（認印可） ・申請者本人確認書類（運転免許証 健康保険証等、申請者等については事前にお問合せください）	お早めに	本庁別館1階 上下水道課 又は 各支所・出張所
		水道中止届出			
		口座振替の変更届出			
農業	☐ 相続等で農地を取得した	農地取得届出	農業委員会へご相談ください ・印（認印可）	お早めに （90日以内）	本庁2階 農業委員会 又は 福島・鷹島支所
	☐ 農業者年金を受給していた	農業者年金死亡届			
農林	☐ 相続等で山林を取得した	森林の土地の所有者届出書	農林課へご相談ください ・印（認印可）	お早めに （90日以内）	本庁2階 農林課 又は 福島・鷹島支所